

3.9 7.3 11.6 12.4 13.1

地域の環境保全条例と政策への対応

竹田印刷は、各地方自治体の条例に基づき、地球温暖化対策に関する計画書などを作成し、各地方自治体に提出しています。

[環境保全活動の推進]

3.9 12.4 14.3

化学物質管理

竹田印刷は、環境マネジメントにおける化学物質などの管理に関し必要な事項を「化学物質リスクアセスメント規定」に定め、自主的な適正管理や安全性の高い代替物質への転換を促進するとともに、化学物質による危害防止、火災予防、労働災害の防止ならびに廃棄物の拡散防止に努めています。

3.9 6.3 14.3

工場排水処理策と測定状況

排水量に関しては測定していませんが、水質については、PH(水素イオン濃度)、BOD(生物学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、金属含有量、有害物質などの項目を定期的に年2回測定し、法規制値より厳しい自主管理値を設定し徹底管理。管理値以内であることを確認した上で、下水道に排水しています。

3.9

騒音・振動の予防策と測定状況

騒音・振動を防止するために、印刷工場は建築設計の段階から二重壁・二重窓構造にし、内壁には吸音材を使用した防音対策を施しています。また、振動を防ぐ振動防止対策基礎設計の建築となっています。

騒音の測定記録については、時間率騒音レベルを求めた結果、全時間帯において規制基準値を下回りました。

緊急時への準備対応

事故・緊急事態に対する対策

竹田印刷では、事故・緊急事態の可能性として「火事・爆発・漏えい(大気・水系・土壌)など」を想定し、発生した場合の環境への重大な影響(大気汚染・水質汚濁・土壌汚染など)を防ぎ、迅速に対応・処置するために「不適合及び緊急事態対応



訓練の様子

排出ガスの予防策と測定状況

大気汚染防止法のばい煙発生施設に該当しているオフセット輪転機の乾燥装置は、定期的に年2回の排出ガス測定を実施しており、法規制値より厳しい自主管理値を設定し徹底管理を行っています。

また、東京都環境局が推進する「Clear Sky サポーター」に登録し、大気環境の改善に向けた取り組みを進めています。



3.9 6.3 11.6 12.4 14.1

廃棄物の管理・運営

事業活動の中で発生する廃棄物を適正に処理するため「環境側面特定管理規定」を定めています。廃棄物は、それぞれ種類別に保管し、管理方法を決めています。特に特別管理産業廃棄物は、水質汚濁や土壌汚染を招かないように厳しく管理しています。

また、年に1回以上は、産業廃棄物処理業者への立入り調査を行い、廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを目視により確認しています。



現地立ち入り調査

3.9 11.6 12.4 14.1

管理規定」を定めています。その中で、予防・初期処置および対処に必要な設備・防災備品の設置のほか、連絡網の明示・模擬訓練の実施・発生時の基本行動などについて定めています。

2020年度事故・緊急事態

2020年度における事故・緊急事態は発生していません。また、重大な漏出、有害廃棄物の輸送、事業活動での排水や表面流水によって影響を受ける水域はありません。